

# 郵便物受取サービス（私設私書箱）事業者の 遵守事項について

## — 犯罪収益移転防止法及びマネロン・テロ資金供与対策関係 —

### 1 取引時確認の徹底と確認した情報の最新化

契約締結にあたっては、有効な本人確認書類をよく確認し、利用者の取引時確認の徹底をお願いします。また、有効期限のある本人確認書類については期限内に新たな本人確認書類の提出を求めるなど確認時の情報の最新化に努めてください。

### 2 非対面取引における本人確認書類は2点徴求

非対面取引にあつては(対面することなく利用者の申込みを受け付ける場合には)2点の本人確認書類の徴求が原則として必要となります。

### 3 確認記録・取引記録の作成及び保存

取引時確認の際、及び利用者が取引を行った際に記録を作成するとともに当該記録を最低7年間は保存してください。

### 4 疑わしい取引の届出

不審な取引が見つかった場合には、疑わしい取引の積極的な届け出をお願いします。

### 5 リスクの理解・リスク対策への関与

経営者におかれましては、郵便物受取サービス（私設私書箱）業が犯罪に利用されるリスクがあり、そのリスクは経営上重大なリスクになり得ることをご理解の上、リスク対策への積極的な関与をお願いします。

### 6 リスクの特定・評価・低減措置の実施

自社の事業に関するリスクを特定・評価し、リスク低減措置（顧客管理、取引モニタリング・フィルタリング等）の実施をお願いします。

### 7 リスクの管理体制構築

自社の業務内容や規模等に応じたリスクの管理体制（マニュアル作成、顧客管理等）の構築をお願いします。

#### 【お問い合わせ先】

経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課私設私書箱担当  
千代田区霞ヶ関1丁目3番1号  
電子メール：hannsyuu-yuubinnuketori@meti.go.jp  
電話：03-3501-2302（直通）